

上牧町地域猫不妊手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の快適な生活環境を保持するため、地域猫に対して繁殖を抑える不妊手術を実施する者に、当該手術に係る費用の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊手術 猫の生殖を不能にする手術をいう。

(助成の要件)

第3条 この要綱により不妊手術に要する費用の一部に助成を受けることができる者は、自治会又は町長が認めた町民団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域猫に対する不妊手術の実施について地域住民の理解を得ており、地域全体で取り組むことができること。
- (2) 第6条の規定による交付決定の通知があった日からおおむね30日以内に地域猫に不妊手術を実施できること。
- (3) 地域猫に対して不妊手術を受けた個体を識別できる措置を講じることができること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、雌1匹につき10,000円、雄1匹につき8,000円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、上牧町地域猫不妊手術費助成金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定通知)

第6条 町長は、前条の申請に対して助成することが適当と認めるときは、上牧町地域猫不妊手術費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、また、助成しないと決定したときは、上牧町地域猫不妊手術費助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、必要な指示又は条件を付けることができる。

(実績報告)

第7条 前条の助成金交付決定通知を受けた申請者は、飼い主がいない猫に対して不妊手術を行った後、上牧町地域猫不妊手術費助成金実績報告書(様式第5号)

を速やかに町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、飼い主がいない猫の不妊手術を行った獣医師の証明を受けたものでなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告を受けた後、上牧町地域猫不妊手術費助成金確定通知書(様式第6号)により申請者に助成金の額の決定の通知を行うものとする。

(交付の請求)

第9条 申請者は前条の確定通知を受けた後、上牧町地域猫不妊手術費助成金交付請求書(様式第7号)により速やかに助成金の交付の請求を行うものとする。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた届出団体があるときは、町長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。